

真城地区振興会規約

(名称及び事務局)

第1条 この会は、真城地区振興会と称し、事務局を奥州市真城地区センター（以下「地区センター」という。）内に置く。

(目的)

第2条 この会は、真城地区住民(以下「会員」という。)の融和と親睦を図ることを基本理念に、地区内各種団体及び関係機関相互の連携強化と、明るく住みよい豊かなまちづくりを目指し地区の総合的な振興発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 地区コミュニティ計画の策定とその推進に関する事。
- (2) 生涯学習の推進と地域文化の承継に関する事。
- (3) 子どもの健全育成に関する事。
- (4) 健康増進と福祉活動の推進に関する事。
- (5) 快適で安全・安心なまちづくりに関する事。
- (6) 自然環境豊かなまちづくりに関する事。
- (7) 地域内関係団体との連絡・調整に関する事。
- (8) 振興会活動の広報に関する事。
- (9) 表彰に関する事。
- (10) 前号各号に掲げるもののほか、目的達成のため必要と認められる事項

(組織)

第4条 この会は、会員及びこの会の趣旨に賛同し、事業を支援する団体と賛助会員（事業所）をもって構成する。

(役員)

第5条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理 事 25名以内
- (4) 監 事 3名

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を構成し、会務を分掌し事務の執行にあたる。
- (4) 監事は、会の会計並びに事務を監査するほか、理事会に出席し意見を述べる事ができる。

(役員を選出)

第7条 この会の役員は、別表第1に掲げる選出区分に基づき総会において選出する。

(役員選考委員会)

第7条の2 会長及び副会長の選考は、第10条の専門部長及び副部長をもって構成する役員選考委員会を設置して行う。

- 2 役員選考委員会に互選によって委員長を置き、委員長は会議を招集し、議長となる。
- 3 会議は委員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。
- 4 役員選考委員会の庶務は、第13条の事務局において処理する。

(役員の仕事)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合は、その選出構成団体から、理事会の同意をえて補充するものとする。

3 欠員により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は任期満了といえども、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(代議員)

第9条 この会の重要事項の審議及び運営の円滑化を図るため、代議員を置く。

2 代議員は、次の区分により選出する。

(1) 地域推薦 各行政区から1名

(2) 職域代表 別表第2に掲げる団体、機関の長等

3 代議員の任期及び欠員が生じた場合は、第8条の規定を準用する。

(専門部)

第10条 この会に専門部を設置し、各々事業を分担して事業の具体化とその推進を図る。

2 専門部に部長、副部長及び部員を置き、理事会において、部長及び副部長を理事から選出し、部員は理事及び代議員から選出して、会長が委嘱する。

3 専門部の構成は次のとおりとする。

(1) 経営企画部

(2) 学習文化部

(3) 健康・福祉部

(4) 生活安全・環境部

(会議)

第11条 この会の会議は、総会、理事会及び専門部会とし、総会、理事会は会長が招集し、専門部会は部長が招集する。

2 総会は、代議員をもって構成し、毎年1回これを招集する。ただし、必要と認めた場合は臨時総会を開くことができる。

3 総会は次の事項を審議決定する。

(1) 事業計画と収支予算の決定

(2) 事業報告と収支決算の承認

(3) 役員の選出

(4) 規約の制定及び改廃

(5) その他重要事項

4 総会の議長は、出席した代議員のうちから選出する。

5 会議は、構成員の2分の1以上の出席者をもって成立し、議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(顧問)

第12条 この会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の者から会長が理事会の同意をえて委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 知識経験者

(事務局)

第13条 この会に、事務局を置く。

2 事務局員は、会長が指名し、理事会の承認を得る。

3 事務局員は、この会の庶務、会計事務に従事する。

4 事務局員のうちから、会長が事務局長を指名し、事務局長は事務局の責任者になる。

(経費)

第14条 この会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

2 会員及び賛助会員から徴収する会費の額、徴収方法は、総会において決定する。

(会計年度)

第15条 この会の会計年度は、4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(真城のロゴマーク)

第16条 真城のロゴマークを別記のとおり定める。

(補則)

第17条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長がこれを定める。

附 則

1 この規約は、議決の日から施行する。

2 本会の規約は、昭和50年4月1日から施行する。

3 この会の一部改正事項は、平成元年4月28日から実施する。

附 則

この規約は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年5月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月12日から施行する。

(施行期日)

1 この規約は、平成31年4月12日から施行する。

(経過措置)

2 規約改正直後の第8条及び第9条で定める役員及び代議員の任期は、改正前の規約による任期の残任期間とし、平成32年3月31日までとする。

3 前2の規定による平成31年度の役員及び代議員は、改正後の規約にかかわらず平成30年度の役員及び代議員が引き続き職務に当たる。

4 改正後の第10条第3項の専門部の事業は、それぞれ改正前の専門部の事業を次のとおり引き継ぐものとする。また、規約改正後の新たな事業の担当は専門部間で調整を図る。

規約改正後の専門部	規約改正前の専門部
経営企画部	地域振興部
学習文化部	教育文化・スポーツ部
生活安全・環境部	生活環境部

別記(第16条関係)



「解説」

中央のロゴは「真城」の「shinjo」のスペルを具象化したもの。「o」(オー)の円の中に「s」「h」「i」「n」「j」で模し、地区の皆さんが結集しているイメージを表現している。色の構成は、真城小学校のシンボルである「柳」の葉の「緑色(DIC13版379番)」、米どころである真城の稲穂の「金色(DIC13版124番)」及び「白」の三色からなる。

別表第1（第7条関係）

役員名	人員	選 出 区 分
会長	1名	役員選考委員会で選考
副会長	3名	役員選考委員会で選考
理事	25名以内	地域推薦（各行政区から1人） 真城地区区長会長 奥州市立真城小学校長 奥州市農業委員（真城地区選出）又は奥州市農地 利用最適化推進委員（真城地区選出） 真城地区民生児童委員協議会長 真城地区防犯協議会長 水沢地域福祉推進協議会真城支部長 真城地区老人クラブ連絡協議会長 真城婦人会長 総合型真城体育協議会長 真城地区食生活改善推進員協議会長 真城小学校区子ども会育成会連絡協議会長 ちーむやなぎ（仮）代表者
監事	3名	真城地区区長会からの推薦者 真城地区民生児童委員協議会からの推薦者 真城地区農事実行組合協議会からの推薦者

- 1 地域推薦の理事と会長、副会長及び監事は兼ねることができない。
- 2 地域推薦以外の理事該当者が会長、副会長に就任したときは、その職の理事は欠員とする。

別表第2

職域代表（第9条第2項第2号関係）

選 出 区 分
奥州市立水沢南中学校長 奥州市立真城小学校PTA会長 岩手ふるさと農協（真城地区選出経営管理員） 胆沢平野土地改良区理事又は監事 水沢警察署真城駐在所長 交通安全協会水沢支部真城分会長 奥州市消防団第6分団長 真城地区婦人消防協力会長

- 1 役職が重複する場合、二つ目以降の職域代表は代理者をもって充てる。
- 2 役員と代議員が役職兼務等により同一人が選考されることになる場合は、役員を優先し、代議員には代理者をもって充てる。